

## 【史料紹介①】

### 対馬小野家文書『(高麗陣)覚』について

米谷 均

#### はじめに

対馬市上県町伊奈の小野家が所蔵していた小野家文書は、二〇〇四年に長崎県が購入し、現在は長崎県対馬歴史研究センターの所蔵となつている史料群である。<sup>(1)</sup> 同家文書群には、朝鮮政府から軍官職を授与された告身<sup>(2)</sup>のほか、軸装された卷子状の覚書(便宜上『(高麗陣)覚』<sup>(3)</sup>と称する)が伝来し、慶長の役勃発直前の朝鮮情勢に関する興味深い記述がある。その法量は、縦三二、二cm、横四四五、八cmで、一枚の紙を接ぎ合わせた上に文字が筆写されている。この『(高麗陣)覚』と内容の酷似した史料が、中村栄孝によつて紹介されており、対馬市上県町志多留の武田家文書の史料であつたと言ふ。<sup>(4)</sup> 小野家本と武田家本の『(高麗陣)覚』は、文字の表記方法や末尾の注記の有無を除けば、内容はほぼ同様であり、ともに祖本を同じくするものと推定される。

#### 一、西生浦陣所焼き打ち事件

本史料は、慶長の役勃発期の宣祖三十年(一五九七)三月に起きた、対馬島民による「加藤清正の西生浦陣所焼き打ち事件」<sup>(5)</sup>や、対馬島民による偽装工作について叙述しており、梯七太夫・岡村清藏・保家新十郎・武田又五郎・武田又七・薩摩清人ら対馬島民が、日明講和ならびに停戦交渉に尽力した功績を特に強調している。右六人のうち、保家<sup>(6)</sup>(帆開)新十郎は小野家の先祖にあたる人物である。また本史料は、①宗義智と相談した小西行長が、柳川調信に対し、冊封使と沈惟敬との講和交渉を命じたこと、②柳川調信と面談した沈惟敬が、加藤清正の本陣焼き打ちを対馬島民に実行してもらいたいと懇請したこと、③調信から焼き打ち実行を命じられた武田又五郎と又七は、清正本陣がある西生浦に赴いて放火を試み、在陣の兵に消火されてしまったが、五〇軒ほど焼失するに至ったこと、④武田又五郎と又七は、冊封使の書付を得て再度焼き打ちを執行しようとしたが、通行を阻まれ釜山に帰還したこと、⑤冊封使は武田又五郎と又七の労をねぎらい、朝鮮国王に命じて彼らに官職を与えるよう、沈惟敬に斡旋を命じたこと、などの経緯を記している。こうした対馬側の動向は、朝鮮側の『宣祖実録』にこれを裏付ける史料がある。宣祖三十年(一五九七)二月八日、漢城の崇礼門の近くで国王宣祖が催した餞別の宴席にて、沈惟敬は以

下のような発言をしたと言う。

【史料1】『宣祖実録』卷八十五、三十年二月己巳（八日）条

……營を焼くの事、人、清正の事を言えり。俺も亦た此の意思有り。而して尚書（石星）曾て密書を以て俺に遣わし、亦た此の意なり。俺下去して当に之れを（全羅道）湖南に才有る人、切に帯同して去くことを欲するのみ。

すなわち加藤清正の陣所を焼き打ちしたいとする意志を示し、かつ明の兵部尚書の石星も同じ意志を示したことを述べた。そして才覚のある全羅道人を連れて下向する意向を国王宣祖に表明したのである。ついで一ヶ月半後、焼き打ち計画に関する、次のような慶尚右兵使金応瑞の書状が、漢城に到着した。

【史料2】『宣祖実録』卷八十六、三十年三月丙午（十六日）条

○慶尚右兵使金應瑞の書状に、「要時羅（与四郎）、当日早朝に還入して帰る。前日馬堂古羅（又五郎）と信時老（新十郎）相約の事、渠の輩、今謀を（はかり）図らんと欲す。銀子二十五両、先ず信時老（新十郎）に給す。牙兵宋忠仁等、一時に入送し、或いは其の軍器・軍糧を焚き、或いは誘引開誘すれば、則ち馬堂古羅（又五郎）曰く、『先ず信時老（新十郎）を送り、清賊陣を成すの与否と形勢を観て、然る後、乃ち能く之れを為さん。我、則ち信時老（新十郎）の回還を待ち、入帰し謀を（はかり）図らん』と云云。信時老亦た言いて曰

く、『我、今これ入帰し、彼の陣の形勢を觀れり。身を忘れて事を成す事、我が友馬多時（又七）と名を称する者、膂力人に過ぎ、能く此くの如きの事を為す。此の人と与に之れを（はかり）図らんと欲す』と云云」と。備邊司に啓下せり。

すなわち金応瑞は、保家新十郎（信時老）に工作費として銀二五両を渡し、牙兵の宋忠仁を送って、清正陣所の焼き打ちと、投降兵の勧誘をしようとしたところ、武田又五郎（馬堂古羅）が、「まずは新十郎に清正の陣所の偵察をさせよ」と言い、新十郎も「我が友である武田又七とともに焼き打ちを実行したい」と提案した。そして四月二十一日に、また漢城に金応瑞の馳啓が到着し、実際に焼き打ちのため派遣されたのは岡村清蔵（世伊所）と武田又七（馬多時之）であることと述べたのち、以下のような顛末を報告した。

【史料3】『宣祖実録』卷八十七、三十年四月辛巳（二十一日）条

……同月十六日、先ず両倭を送り、清賊（清正）の虚実を探る。同倭等、二十日に回還して言く、『火を衝けるの事、実に難しからず。而れども適ま朝鮮使送の僧、方に其の陣に在るを以て、事甚だ妨礙す。倭幕亦た版子（板子）を用いて之れを粧し、又た黄土を塗る。雨下ること連綿、風の以て助くる無し。縦ままに火を為すと雖も、必ずしも延蕪せず。故に姑く後日更に（はかり）図ることを待たん』と云云。

右にある通り、宣祖三十年（一五九七）三月十六日に、両倭すなわと岡村清蔵と武田又七が清正の陣所の探索のため派遣され、同月二十日に帰還して、こう述べた。「火をつけるのは簡単であるが、たまたま朝鮮からの使僧（後述）が清正の陣所に滞在しており、支障が起きた。陣所の建物は板材で出来ているが、壁土が塗られ、連日の雨で濡れていて風も無く、火をつけたところで延焼しそうにない」と言つて、結局、放火は不首尾に終わったことが分かる。<sup>10</sup>

## 二、焼き打ち事件の背景

以上のように、西生浦陣所の焼き打ちをめぐり、武田又五郎と保家新十郎および岡村清蔵と武田又七ら対馬島民と、慶尚右兵使の金応瑞の連携を確認することができるが、沈惟敬とはどうリンクしたのであるか。『(高麗陣)覚』では、冊封使と沈惟敬が焼き打ちの指令を下したと言うが、冊封使の正使である楊方亨は、万曆二十五年（一五九七）三月十九日の時点で、明の北京に帰還しているため、指令を出したとは考えられない。いっぽう副使の沈惟敬は、正使とは別行動をとっており、明に帰国せず朝鮮慶尚道宜寧に滞在していた。

【史料4】趙慶男『乱中雜録』卷三、<sup>(一五九七)</sup>丁酉二月〜三月条

(二月)十五日、沈惟敬、京より南原に到る。接伴使李光庭・監

司朴弘老、之れに従う。二十二日、<sup>(沈惟敬)</sup>惟敬、嶺南の宜寧に向かう。<sup>(李光庭)</sup>接伴使、之れに従う。……○沈惟敬、宜寧に到る。人をして<sup>(小西行長)</sup>平行長に邀えしむ。行長、単騎にて出来し議話して還る。<sup>(沈惟敬)</sup>惟敬、力めて言うに「<sup>(朝鮮)</sup>本國を侵すこと勿れ」と。行長、曰く「我の心、天使已に之れを知れり。清正等、力めて再挙を主り、吾が言を聴かず。之れを奈何せん」と云云。……○<sup>(三月)</sup>二十二日、沈惟敬、嶺南より南原に還りて仍お留む。<sup>(李光庭)</sup>接伴使、之れに従う。<sup>(12)</sup>

『大東野乘』第六冊、四七頁・四九頁・五一頁)

すなわち沈惟敬は、宣祖三十年（一五九七）二月二十二日に、全羅道南原から慶尚道宜寧に向かい、宜寧にて小西行長と会談を行い、日本軍の再侵略が避けられないことを行長から告げられていた。そして沈惟敬は三月二十二日までに南原に戻っている。すなわち清正の西生浦陣所の焼き打ちが行われた推定時期（三月十六日から二十日）と、沈惟敬が宜寧に滞在していた時期が重なっていることが分かる。加えてこの宜寧には、焼き打ちを試みた岡村清蔵ら対馬島民も滞在していたことが、『(高麗陣)覚』の記述から確認できるのである。

【史料5】『(高麗陣)覚』(対馬歴史研究センター所蔵、小野家文書)

一、<sup>(宜寧)</sup>ういねきにてくわかい<sup>(不明)</sup>その御あつかいなされ候時、彼の梯七

太夫、其の使仕り候、其の人質<sup>(岡村清蔵)</sup>清蔵・<sup>(保家新十郎)</sup>新十郎・<sup>(武田又五郎)</sup>又五郎、

（宜寧）ういねきの古城の内に家を作り、くわかいその御預りなされ罷り在り候、其の上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・（酒川）そてん・ういねき・これき、此の七郡請け取り、七年間、田島を作らせ、日本の御方を敵のごとく仕り候事、主君の御意と申し乍ら、兩國和談の為、一命を惜しまず、苦勞仕り候、彼の七大夫・清藏・新十郎・又五郎・又七・清八、是等、存ぜざる者、朝鮮国中に壺人もこれ無き由御座候、

宜寧邑城にて、岡村清藏・保家新十郎・武田又五郎らが「くわがいそ」なる人物に人質として預けられていたと言う。「くわかいそ」が誰であるのか、はっきりしないが、西生浦陣所の焼き打ちを差配した慶尚右兵使の金応瑞のことを指すのであろう。金応瑞は当年正月二十三日と六月十四日に宜寧に滞在していることが『宣祖実録』で確認できるため、少なくとも宣祖三十年（一五九七）には、金応瑞は宜寧を根拠に活動していたと考えられるためである。以上により、清正の西生浦陣所の焼き打ちは、宜寧に集結した沈惟敬・金応瑞と岡村清藏ら対馬島民によって、計画され、差配され、実行されたのではないか、という推定が成り立つのである。

ではなぜ沈惟敬は清正の西生浦陣所を焼き打ちさせようとしたのであろうか。実は三月十八日に、加藤清正は義兵僧ひきいる惟政（松雲

大師）と、西生浦の陣所で講和談義を行っていた。【史料3】に見える「朝鮮使送の僧」がまさにそれに当たる。焼き打ちを試みたのが三月十六日から二十日の間であることを見ても分かるように、恐らく沈惟敬は、従来の日明講和ルート（沈惟敬―小西行长）からはずれた日朝講和ルート（惟政―加藤清正）を潰すために、この焼き打ちを行わせたのではなからうか。結局、この西生浦における講和談義は、惟政と清正双方の激論のすえ破綻に終わるのであるが、そうした講和談義の成否の情報入手することができれば、放火が失敗に終わっても、沈惟敬にとっては十分な成果を得たことであろう。

### 三、加藤清正に接近した沈惟敬とその最期

ところで（惟政―加藤清正）の講和談義が破綻するや、沈惟敬は交渉相手を小西行长から加藤清正にあっさり乗り替えて、講和を模索するようになった。

【史料6】『文英清韓長老記録』文書⑩（宮内庁書陵部図書寮所蔵）

遊撃書文

欽差副府沈、先鋒清正に諭す。之れを知れ。本月二十六日に接来せる書に、先鋒、本府と見えんと欲するを知れり。本府も亦た先鋒と一たび見え、善く版計を作し、以て調戢の任を完うす

ることを欲す。只だ目下、経略朝鮮尚書刑老翁・經理朝鮮都御史（邢玠）  
楊老爺・鎮守朝鮮大都督麻老爺（麻貴）、併せて及び副総兵参遊諸將、一時に来到するに縁り、本府の分当迎候に係る。接見を請い待つ  
の後、本府は即ち東都して慶州に臨むべし。我が天朝（明）、属国（朝鮮）を  
統馭し、自ら大体有り。礼法の外より出るは、決して容忍せず。之  
れが為めに、先鋒も亦た須らく此の大体を知り、始終耐守すべ  
し。正成（寺沢）行長（小西）と与に合意して成り、修睦隣好を図れば、則ち貴国（日本）  
の幸い、先鋒の幸いならん。余は再布を俟て。不宣。遊撃印

空 印（18）

この加藤清正にあてた沈惟敬の論文は、六月一日必着の旨が包紙に記されており、かつ本紙冒頭の記述によれば、五月二十六日に、加藤清正の方から接触を希望する書が到来したと言う。【史料4】に示したように、小西行長との交渉が不調に終わり、いよいよ追い詰められていた沈惟敬は、清正からの接触をこれ幸いとして便乗し、戦火の再燃を阻止すべく、講和実現の最後の賭けに出たのであろう。そして邢玠・楊鎬・麻貴や副総兵ら明の高官が朝鮮にやって来ることを強調し、その権威を借りて談判に臨もうとしたものと思われる。しかしその企ては、当の明の副総兵の楊元らにより、あえなく碎かれた。

【史料7】諸葛元声『両朝平壤録』万曆二十五年六月十八日条（1597）

六月十八日、平調信（柳川調信）忽ち船九隻に駕し、倭五百を帯びて海辺に至る。人を差わし宜寧に到り、惟敬（沈惟敬）を喚び和を講ず。乃ち朝鮮兵の為め阻まれ回る。其の使又た張龍と同じく陸路より釜山に回る。楊元之れを聞いて曰く、「事急なり」と。南原より星夜馳せて宜寧に至ること十里許、惟敬（沈惟敬）を迎見し、方駄に狐貂を載せ先行す。楊元一見して問う、「倭情は何如」と。惟敬（沈惟敬）曰く、「得ざるに成り了んぬ」と云云。「既に得ざると成れば、何ぞ本鎮に赴見し以て前言と符せざる」と。曰く「我且に去かず。明日、慶州へ往き、人を差わし清正と和を講ぜん」と。一月半に方に回る。元（楊元）、惟敬（沈惟敬）の言を視るに、往きて色の已に変わるが若し。當時、軍門と差官六人、鈞票（きんびょう）を出自し、拏え（とら）回りに丹城地方に至り、軍門に押送し、旨を請いて監固（かんこ）す。惟敬（沈惟敬）擒われて、日本の嚮導（きょうどう）、中国の禍根、方に絶つを得たり。（20）

すなわち六月十八日に朝鮮沿岸に到着した柳川調信から、使者が宜寧に発せられ、沈惟敬を呼んで講和交渉をしようとしたが、朝鮮の兵に阻まれ実現しなかった。これを聞いた楊元が、南原から宜寧まで急行して沈惟敬と対面して、日本軍の情勢を問うたところ、情報収集に失敗した旨の返答を得た。そして沈惟敬は、慶州へ赴き清正のもとへ使者を遣わし講和交渉を試みることを告げた。その一ヶ月半後、楊元

は慶州に向かった後の沈惟敬の様子の变化に不審を感じ、逮捕の手筈を整えた結果、沈惟敬は身柄を拘束されたことが分かる。なお沈惟敬の逮捕は、右に記された六月中旬の一ヶ月半後よりもさらに早く実行されたようで、惟政が清正にあてた七月一日付けの書簡に、次のように記されている。

【史料8】『文英清韓長老記録』文書⑱（宮内庁書陵部図書寮所蔵）

……日者（蔣希春）に蔣啓仁（清正）来たるに因りて、將軍（清正）の情札を得、示意を將て詳審し、深く用て謝を為す。松雲（惟政）、沈老（沈惟敬）と語るを得、偕（とも）に蔚山（ウルサン）川辺に往きて、將軍（清正）と決議せんとす。永く以て好を為さんとし、蔣公（蔣希春）、沈（沈惟敬）を邀え、宜春（宜寧）に至らんとするに、天朝（たんてう）に拿去（だきよ）せられ、遂（つい）に厚意（こうい）に違（たが）う。……（21）

右に見える蔣啓仁（蔣希春）は、朝鮮の義兵の一人で、交渉のため加藤清正の陣営に出入りしており、ここでは惟政に清正の意向を伝える役割を果たしている。この書によれば、惟政は沈惟敬と対談し、蔚山近辺すなわち西生浦倭城に行つて清正と和議を決しようとしたと言ふ。そして蔣希春が沈惟敬を迎えるため宜寧に向かおうとしていた矢先に、沈惟敬は明将によって逮捕され、約束を果たすことができなくなった事情を清正に弁明している。その内容を信じれば、沈惟敬は惟政ともコネを作つて清正と交渉しようとしたわけで、藁をも掴む気持

ちで惟政と接触したのであろうか。そしてこの時に沈惟敬がいた場所が、やはり宜寧であることは、非常に興味深いことなのである。

なお逮捕された沈惟敬は北京へ連行され、万曆二十五年（二五九七）十二月七日、「惟敬は市井（しせい）の悪棍（あくこん）、外国に潜通（せんつう）し、倭奴（わど）の封を乞（こ）うの説（と）を倡（とな）え、功計（こうけい）りて軍を阻（は）み、辺守を撤するを致す。国を辱（は）め威を損す。法として宜（よろ）しく斬すべし」と断罪（22）され、斬首に処された。

むすびにかえて

最後に、『（高麗陣）覚』が作成された動機についてまとめたい。本史料は、西生浦にあった加藤清正本陣の焼き打ち事件や、巨濟島における戦船多数化偽装工作など、講和・停戦をめぐる対馬の工作活動が「戦功」として叙述され、梯七太夫・岡村清蔵・保家新十郎・武田又五郎・武田又七・薩摩清八らの功績を書き列ねる。この六名のうち、武田又五郎と又七の功績を強調する筆致が散見される。まずは武田氏の動向に注目すると、以下の通りである。

馬堂古羅（またちくろ）（武田又五郎）の自称によれば、彼は丙申の年（二五九六）に受職人となったという。（23）この年は信時老（保家新十郎）が受職された年でもあり、その告身の現物が小野家文書に伝来している。（24）二年後に慶長の役が終結し、朝鮮と対馬の通交が復活（一六〇三年）すると、

被虜人を刷還して受職を乞う者が増えたようで、光海君元年（一六〇九）六月十七日、刷還人数の数には拘らないが受職者の数を一〇人から一二人に絞る方針を、朝鮮朝廷は定めた。<sup>(25)</sup> そうしたなかの光海君二年（一六一〇）二月八日、被虜人を一五人ずつ刷還した藤信久と馬堂古羅（武田又五郎）に対し、褒賞と官職を与えることが決定された。<sup>(26)</sup>

光海君四年（一六一二）三月には、馬堂古羅（武田又五郎）・信時老（保家新十郎）・世伊所（岡村清蔵）に与える受職人の冠服につき、その送付が東萊府使によって求められている。<sup>(27)</sup> この頃、馬堂古羅（武

田又五郎）は護軍の官職を帯びていたようで、光海君五年（一六一三）五月、馬堂古羅（武田又五郎）は自己の功績を述べて昇職を求めた。<sup>(28)</sup>

同年八月、彼はまた老齡を理由に子息に官職を継承することを願い、護軍の告身を記念に留めておきたい旨を述べた。<sup>(29)</sup> 恐らくこの過程で自己や親族の功績を記した『(高麗陣)覚』が作成され、中村栄孝が指摘する通り、その成立年代は一六一三年であったものと思われる。そして昇進希望の念願がかない、光海君七年（一六一五）七月、馬堂古羅（武田又五郎）は「折衝將軍・僉知中枢府事」の告身を授与された。<sup>(31)</sup>

本史料『(高麗陣)覚』の成立背景には、受職人としての武田又五郎の官職昇進欲求があり、それゆえに彼と弟の又七の「戦功」——清正の陣所焼き打ち——を強調した内容が盛り込まれることとなった。本史料

の最後の一つ書きには、人質として漢城に拘留されていた保家新十郎が、明人や朝鮮人に見せた武芸の逸話が特記されており、覚書の作成には武田氏のみならず保家氏も関与していた可能性がある。また、この和文の覚書のしかるべき部分が漢文に直され、対馬側が朝鮮側に官職昇進要請を交渉する際、一助となったのかもしれない。

ただし本史料は、「戦功」を強調する余り、意図的な潤色や、経年による記憶の混乱の影響が随所に見られる。そうした問題を列記すれば、以下の通りとなる。

①冒頭の一つ書きで、一五九三年の平壤の戦いの後、明軍のさらなる追撃を防いだ軍勢を、島津義弘と加藤清正の軍勢であると記しているが、これは明らかな誤りである。実際に明軍の追撃を返り討ちにしたのは、小早川隆景である（碧蹄館の戦い）。

②本史料においては、「てんそ」<sup>(天使)</sup>「両てんそ」<sup>(伝奏)</sup>と「ゆうげき」<sup>(遊撃)</sup>を分けて表記している。「てんそ」<sup>(天使)</sup>「両てんそ」<sup>(伝奏)</sup>は冊封使正使の李宗城と副使の楊方亨を、「ゆうげき」<sup>(遊撃)</sup>は沈惟敬を指す。ところが万

曆二十四年（一五九六）四月に、釜山で李宗城が逃亡した結果<sup>(32)</sup>、冊封使の正使は楊方亨に、副使は沈惟敬に繰り上がって再任命された。<sup>(33)</sup> 西生浦陣所焼き打ち事件はその翌年（一五九七年）三月に起きており、冊封使が日本から朝鮮へ戻った復路の時期に相当す

る。しかし本史料では、冊封使が朝鮮から日本へ向かう往路の時期に発生したかのような記述が見られる。最後の一つ書きで、「沈惟敬が日本へ渡った」という記述などがそれである。また西生浦陣所焼き打ちの指令を、「てんそ<sup>(天使)</sup>」と「ゆうげき<sup>(遊撃)</sup>」が下したかのような描写が見られるが、時期的に見て、冊封使正使の楊方亨はすでに北京へ帰還してしまっているため、彼が焼き打ちを指令することはありえない。

③本史料においては、事柄の時系列が、終始曖昧な記述になっている。文中、年月を明記することがなく、日付の「十一日」「十六日」も、ある時点から数えて「十一日目」「十六日目」と解釈した方が妥当な箇所が見られる。

以上のような問題点がある。本史料は戦功を誇示した「為にする文書」であり、その記述を利用するには慎重な史料考察を要する。しかし「日本の御方を敵のごとく仕候事、主君の御意と申しながら、両国和談の為、一命を惜まず、苦勞仕候<sup>(かまはり、こ)</sup>」(日本の味方を敵方のように(工作を)働いたことは、主君の命とは言え、(日朝)両国の講和のため、一命を惜まず苦勞した(ためのことである)」「という一文などは、日本と朝鮮との境目を行き来して生きた対馬島民ならではの重い言葉であり、実に味わい深い。そうしたマージナルマンたる対

馬島民の生々しい「本音」を探る上でも、本史料は非常に貴重であると思うのである。

(1) 丸山大輝「小野家文書について」(『対馬歴史研究センター所報』一、二〇二一年)

(2) 万曆二十五年(一五九七)信時老告身(小野家文書一三五号)、天啓三年(一六二三)平信時告身(同一三六号)。

(3) 小野家文書六四号。

(4) 中村栄孝「受職倭人の告身」(『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、一九六五年、五九八〜六〇四頁)。現在、武田本は所在不明である。

(5) この事件に関する論考は、注(4)中村論文のほか、村井章介「西生浦城焼討作戦」(『日本中世の異文化接触』東京大学出版会、二〇一三年、四六四〜四六七頁)がある。

(6) 保家氏は寛永十四年(一六三七)頃から小野氏を名乗るようになった。注(1)丸山論文。

(7) ……焼營之事、人言清正之事矣、俺亦有此意思、而尙書曾以密



書遺俺、亦此意也、俺下去當圖之、湖南有才人、切欲帶去耳、

(8) ○慶尚右兵使金應瑞書狀、要時羅當日早朝還入歸、前日與馬堂古羅・信時老相約之事、渠輩今欲圖謀、銀子二十五兩、先給信時老、牙兵宋忠仁等、一時入送、或焚其軍器・軍糧、或誘引開誘、則馬堂古羅曰、「先送信時老、觀清賊成陣與否形勢、然後乃能爲之、我則待信時老回還、入歸圖謀」云云、信時老亦言曰、「我今此入歸、觀彼陣形勢、忘身成事、我友馬多時稱名者、膂力過人、能爲如此之事、欲與此人圖之云云」、啓下備邊司、

(9) ……同月十六日、先送兩倭、探清賊之虛實、同倭等二十日回還言、「衝火之事、實不難、而適以朝鮮使送僧、方在其陣、事甚妨礙、倭幕、亦用版子粧之、又塗黃土、下雨連綿、無風以助、雖爲縱火、必不延蕪、故姑待後日更圖」云云、

(10) 『(高麗陣) 覚』では、陣所の建物を五〇軒ほど焼いたと称するが、誇張であろう。

(11) 『明神宗実録』卷三百八、万曆二十五年(一五九七)三月己酉(十九日)条。同条に楊方亨の復命の一部が収録されている。

(12) 十五日、沈惟敬自原到南原、接伴使李光庭・監司朴弘老從之、二十二日、惟敬向嶺南宜寧、接伴使從之、……○沈惟敬到宜寧、使人遯平行長、行長單騎出来、議話而還、惟敬力言「勿侵本國」、行長曰、

「我之心、天使已知之、清正等力主再舉、不聽吾言、為之奈何」云云、……○二十二日、沈惟敬自嶺南還南原仍留、接伴使從之、

(13) 一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清臈・新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そてん・ういねき・これき、此七郡請取、七年間、田畠を作せ、日本之御方を敵之こたく仕候事、主君之御意と乍申、兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、彼七太夫・清臈・新十郎・又五郎・又七・清八、是等不存者、朝鮮國中ニ壺人も無之由御座候、

(14) 中村榮孝は注(4)論文にて武田家本『(高麗陣) 覚』を紹介した時、「くわがいそ」を「くわりいそ」と翻刻して「管理所」かと推測した(六〇〇頁)。しかし小野家本では「くわかいそ」「くわがいそ」と記されている。これが何を意味する語なのか不明であるが、「くわ」は「科」、「そ」は「使」か「所」に相当するか。「がい」については不明。

(15) 『宣祖実録』卷八十四、宣祖三十年(一五九七)正月甲寅(二十三日)条。卷八十九、同年六月癸巳(十四日)条。

(16) ただし加藤清正は惟政と直に接見することは拒んでいて、双方の代理人が意見を交換していたと言う。金困泰「泰長院文書」収録

の書状から見た朝鮮軍と日本軍の裏面交渉」(川西裕也・中尾道子・木村拓編『壬辰倭乱と東アジア―秀吉の対外侵略の衝撃―』東京大学出版会、二〇二三年) 二八二頁注一。

(17) ただし惟政による加藤清正への接触は、明の朝鮮駐屯軍の指揮官である劉綎の許可のもと進められた結果であると言う。注(16) 金論文、二四二頁。

(18) 吉永光貴「史料紹介 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『文英清韓長老記録』」(『東京大学日本史学研究所紀要』二七、二〇二三年) 二〇八頁翻刻史料。原文は以下の通り。

遊撃書<sub>文</sub>

欽差副府沈 諭

先鋒清正知之、 本月二十六日接来書、知

先鋒欲見

本府、本府亦欲一見与

先鋒、善作飯計、以完調戢之任、只縁目下

経略朝鮮尚書刑老爺・

經理朝鮮都御史楊老爺・ 鎮守朝鮮大都督

麻老爺・併及副総兵参遊諸将、一時来到、係

本府分当迎候、<sub>(請)</sub>精待接見之後、

本府即可東都臨慶州矣、我

天朝統馭属国、自有大體、出於礼法之外、 決不

容忍、為之

先鋒亦須知此大體、始終耐守、与正成・行長合

、意成、凶修睦隣好、則

貴国之幸、

先鋒之幸、餘俟再布、 不宣、 遊撃印

空 印

(19) 註(18) 吉永論文、二〇九頁<sup>⑫</sup>史料。表面上段の原文は以下の通り。

右仰南原撥 發行

万曆二十五年六月初一日辰時

傍註到日、 季終類繳

(20) 六月十八日、平調信忽駕船九隻、帶倭五百至海邊、差人到宜寧、

喚惟敬講和、乃為朝鮮兵阻圍、其使又同張龍從陸路回釜山、楊元聞之

曰、「事急矣」、自南原星夜馳至宜寧十里許、迎見惟敬、方馱載狐貂先

行、楊元一見、問「倭情何如」、惟敬曰、「成不得了」、元云、「既成不

得、何不赴見本鎮、以符前言」、曰、「我且不去、明日往慶州、差人與

清正講和」、一月半方回、元視惟敬言、若往而色已變、當時與軍門差

官六人、出自鈞票、拏回至丹城地方、押送軍門、請旨監固、惟敬擒、日本之嚮導、中國之禍根、方得絶矣、

(21) 注(18) 吉永論文、二〇八頁<sup>19</sup>史料。原文は以下の通り。

〔日者九〕  
……暑因障

啓仁来、得

將軍情札、詳審

將示意、深用為謝、松雲得語、沈

老偕往蔚山川辺、与

將軍決議、永以為好、蔣公邀 沈至宜

春、被

天朝拿去、遂違

厚意、……

(22) 惟敬市井惡棍、潛通外國、倡倭奴乞封之説、功計阻軍、致撤邊

守、辱國損威、法宜斬、『明神宗実録』卷三百七、万曆二十五年(一

五九七)十二月癸亥(七日)条)

(23) 『光海君日記』卷四十九、光海君四年(一六一二)正月壬寅(七

日)条。ただし馬堂古羅が呈示した告身は万曆二十九年(一六〇二)のものであったという。

(24) 小野家文書一三五号、万曆二十五年(一五九七)信時老告身。

なお『宣祖実録』卷八十二、宣祖二十九年(一五九六)十一月乙未(三日)条、および同書卷八十四、宣祖三十年(一五九七)正月乙丑(十二日)条も参照のこと。

(25) 『光海君日記』卷十七、光海君元年(一六〇九)六月丙寅(十七日)条。

(26) 『光海君日記』卷二十九、光海君二年(一六一〇)二月壬子(八日)条。

(27) 『接待事目録抄』光海君四年(一六一二)三月条。

(28) 『接待事目録抄』光海君五年(一六一三)五月条。

(29) 『接待事目録抄』光海君五年(一六一三)八月条。なお武田又

五郎の子息の名は、武田家系図によれば「与助」であったという。田

代和生「受職人船の渡航」『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一

九八一年)八三頁。

(30) 注(4) 中村論文、六〇七〜六〇八頁。

(31) 万曆四十三年(一六一五)七月、馬堂古羅告身(開館二十周年

記念特別展図録『対馬と韓国との文化交流史展』長崎県立対馬歴史民俗資料館、一九九七年、三〇頁)。なお武田又五郎の受職人権益は、子息の与助ではなく、弟の又七(「馬勘七」)に継承されたようで、二

代目保家新十郎が父から受け継いだ「平信時」名義の告身とともに、

「世伊所（岡本清藏）こと宮本源兵衛」「藤永正（久和治部右衛門）」「平智吉（平山三之助智世）」名義の受職人権益は、後年、名義人一族の手を離れて対馬藩に召し上げられ、「中絶船」と称する名目上の通交権益に統合された。田代（29）論文、八一〜八五頁。

（32）『明神宗実録』万曆二十四年四月壬戌（二十六日）条。

（33）日本之御方を敵之ことく仕候事、主君之御意と乍申、兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、

【翻刻】『（高麗陣）覚』 「」は武田本と文字異同。（ ）は翻刻者註記。

地名と人名には左傍線を引き、名詞が連続する場合は波線の傍線で区分けした。

「ナシ」  
覚

□「二」  
兩國御和談之御相談被為成候者、

大明人八拾萬騎之余（義州）うみちう口方

罷渡、平安道之城（平壤）を乗取、日本人ヲ

追討仕候時、薩磨守殿（薩摩義弘）と加藤虎助殿（加藤清正）

兩手方三度取てかへし、御ふせき被成候、

\*薩磨守＝島津義弘

其隙ニ日本之御勢、海邊之極ニ御引

取被成候、其時 對馬守様・攝津守殿

下野ハ、釜山浦丸山之城御本陣ニ被

為成候事、

一、對馬守様、攝津守殿へ被仰候者、大明

人数拾万騎續申と相見へ申候、迎、

太閤様太唐迄御責被成候事ハ難成

被存候、殊ニ我々此躰ニ而帰陣仕候ハ、

太閤様御前も如何ニ奉存候、何とぞ知

略を以、和談仕候ハ、却而日本之大名

小名之為ニも可罷成と存候」と被仰候ハ、

攝津守殿御聞被成、「某も内々左様ニ

存候」由、被仰候而、則下野を被召、「此段可

然様にてんそ・ゆうけきニ相談仕候様ニ」と

被仰付候、其時、梯七太夫・保家新十郎

兩人を和談之使ニ被申付、てんそ・

ゆうけき方へ参、和談之合点為致候處ニ

てんそ・ゆうけき釜山浦之城へ被罷出候

時、ゆうけき下野へ被申候ハ、對馬守様

（第一紙）

（第二紙）

和談之儀被仰付候ニ付、<sup>〔ナシ〕</sup>太唐・朝鮮

一同ニ合点為仕、先<sup>〔西伝奏ニ冊封使〕</sup>兩てんそ、釜山浦

迄召連下り申候、

一、<sup>〔太〕</sup>太唐・朝鮮共ニ彼<sup>〔の〕</sup>加藤虎之助殿を大悪

敵と存入候間、<sup>〔ナシ〕</sup>對馬守様・<sup>〔小西行長〕</sup>攝津守様

御相談被成、<sup>〔被成御相談〕</sup>太閣様之御前悪敷……………<sup>〔太〕</sup>

成申様ニ御才覚頼存候、其上虎之助殿<sup>〔加藤清正〕</sup>

御陣所を朝鮮・<sup>〔太〕</sup>太唐相談仕焼拂、本

念を達し可申と存候得共、朝鮮國方

虎之助殿御陣所ニ火を掛申事、難成候、<sup>〔加藤清正〕</sup>

何とそ<sup>〔柳川調信〕</sup>下野殿御分別を以、<sup>〔ナシ〕</sup>對馬守様へ

被仰上、虎之助殿御陣所を焼拂被下候へ<sup>〔得〕</sup>

かしと、<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけき被申候、其時<sup>〔調信〕</sup>下野被申候ハ、

「<sup>〔清正〕</sup>彼虎之助殿御陣所、是非<sup>〔々々〕</sup>燒度、<sup>〔太〕</sup>太唐・

朝鮮方被存候ハ、某内之者共ニ申付、陣所ニ

火を掛焼せ、<sup>〔天使〕</sup>てんそ・<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけき本意を

はらさせ可申」と被申、則武田又五郎・

又七此兩人ニ被申付、則虎之助殿御陣

所せづかい江罷越、日数十日程見廻り候へ共、\*せづかい西生浦

御番稠敷候而、火を付可申様無御座候、<sup>〔ナシ〕</sup>

漸十一日ニ當ル夜、火を付候得共、其夜ハ風<sup>〔者〕</sup>

……………<sup>〔第三紙〕</sup>

なき候故、御陣衆差寄、取消シ被申、漸<sup>〔第四紙〕</sup>

五拾軒斗焼申候、至于今御不審ニ御座候ハ、

其比虎之助殿江朝鮮人五百程附居<sup>〔加藤清正〕</sup>

申候、其者共ニ御尋可被成候、其刻<sup>〔武田又五郎〕</sup>又五郎・

又七八昼ハ山ニ臥、夜ハ道を行、人目を

忍ひ、往來十六日ニ釜山浦へ罷帰候、此段

下野へ申入ニ付、則<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけきニ被申渡候へハ、<sup>〔得者〕</sup>

「<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけき被申候ハ、中々せづがい焼ケ申たる事、

朝鮮人方申来承申候、扱ハ<sup>〔内衆〕</sup>貴所ノ内衆

參候而、焼申候哉、則其者共ハ朝鮮・日本和

談相済申時、一廉之官を為致可申」と

「<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけき被申候、則<sup>〔天使〕</sup>てんそへ被申候へ者、

「<sup>〔天使〕</sup>てんそ被申候ハ、<sup>〔者〕</sup>迎之事ニ本丸をやかせ

被下候様ニ」と、<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけきニ被申渡候へハ、則

下野殿江申入候、<sup>〔柳川調信〕</sup>下野殿通事ニ被申候者、

「<sup>〔清正〕</sup>彼虎之助殿本丸ハ、かわらふき石垣高ク

御座候、其上番も稠敷候間、火を付可申  
(第四紙)

様無之候、乍去てんそう左様被思候ハ、  
二之丸板ふきも有之間、又五郎・又七二  
(第五紙)

てんそう之御判被下、朝鮮人の賄を  
させ、道が無難通し、りやくさん之様ニ  
遣之被成候得」と、ゆうけきニ被申渡候へハ、  
則てんそう之判形、ゆうけき請取、下野  
(第六紙)

殿江渡し被申候を、則又五郎・又七江被渡、  
りやくさん之様ニ参候得者、其時りやくさん  
之奉行てん判事と申人被居候か、大  
事ニかけ通シ不申候、七日、賄請取往来、  
九日ニ釜山浦江罷帰候、此段委細下野江  
申候得ハ、則ゆうけきニ被申渡候、てんそ此段  
聞被申、「朝鮮人、日本之人をうたかい通シ  
不申事、尤二候、扱々又五郎・又七ハ下野殿  
仰とハ申ながら、朝鮮ニ對、一廉之忠を  
仕候、朝鮮國王ニ申上、官をさせ可申」と  
被仰、則「國王ニ被仰上候」と、ゆうけき被申候、  
(第六紙)

彼虎之助殿御陣所を焼拂申事、朝鮮  
も大唐も其かくれ無御座候、  
一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候  
時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清蔵  
新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ  
家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、  
其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そ  
川・ういねき・これき、此七郡請取、七年  
間、田島を作せ、日本之御方を敵之  
ことく仕候事、主君之御意と乍申、  
兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、  
彼七太夫・清蔵・新十郎・又五郎・又七・清八、  
是等不存者、朝鮮國中ニ一人も無之  
由御座候、  
一、下野被申候ハ、「朝鮮之事、日本方男之  
有國とハ不申候間、何とそ御分別被成、  
朝鮮之續申様ニ被成候得」と、てんそう江  
被仰入候へハ、兩てんそ方「何とそ對馬守様  
攝津守様御分別を以、朝鮮國之續  
(第七紙)

一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候  
時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清蔵  
新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ  
家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、  
其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そ  
川・ういねき・これき、此七郡請取、七年  
間、田島を作せ、日本之御方を敵之  
ことく仕候事、主君之御意と乍申、  
兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、  
彼七太夫・清蔵・新十郎・又五郎・又七・清八、  
是等不存者、朝鮮國中ニ一人も無之  
由御座候、  
一、下野被申候ハ、「朝鮮之事、日本方男之  
有國とハ不申候間、何とそ御分別被成、  
朝鮮之續申様ニ被成候得」と、てんそう江  
被仰入候へハ、兩てんそ方「何とそ對馬守様  
攝津守様御分別を以、朝鮮國之續  
(第七紙)

一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候  
時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清蔵  
新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ  
家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、  
其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そ  
川・ういねき・これき、此七郡請取、七年  
間、田島を作せ、日本之御方を敵之  
ことく仕候事、主君之御意と乍申、  
兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、  
彼七太夫・清蔵・新十郎・又五郎・又七・清八、  
是等不存者、朝鮮國中ニ一人も無之  
由御座候、  
一、下野被申候ハ、「朝鮮之事、日本方男之  
有國とハ不申候間、何とそ御分別被成、  
朝鮮之續申様ニ被成候得」と、てんそう江  
被仰入候へハ、兩てんそ方「何とそ對馬守様  
攝津守様御分別を以、朝鮮國之續  
(第七紙)

一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候  
時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清蔵  
新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ  
家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、  
其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そ  
川・ういねき・これき、此七郡請取、七年  
間、田島を作せ、日本之御方を敵之  
ことく仕候事、主君之御意と乍申、  
兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、  
彼七太夫・清蔵・新十郎・又五郎・又七・清八、  
是等不存者、朝鮮國中ニ一人も無之  
由御座候、  
一、下野被申候ハ、「朝鮮之事、日本方男之  
有國とハ不申候間、何とそ御分別被成、  
朝鮮之續申様ニ被成候得」と、てんそう江  
被仰入候へハ、兩てんそ方「何とそ對馬守様  
攝津守様御分別を以、朝鮮國之續  
(第七紙)

一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候  
時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清蔵  
新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ  
家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、  
其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そ  
川・ういねき・これき、此七郡請取、七年  
間、田島を作せ、日本之御方を敵之  
ことく仕候事、主君之御意と乍申、  
兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、  
彼七太夫・清蔵・新十郎・又五郎・又七・清八、  
是等不存者、朝鮮國中ニ一人も無之  
由御座候、  
一、下野被申候ハ、「朝鮮之事、日本方男之  
有國とハ不申候間、何とそ御分別被成、  
朝鮮之續申様ニ被成候得」と、てんそう江  
被仰入候へハ、兩てんそ方「何とそ對馬守様  
攝津守様御分別を以、朝鮮國之續  
(第七紙)

一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候  
時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清蔵  
新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ  
家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、  
其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そ  
川・ういねき・これき、此七郡請取、七年  
間、田島を作せ、日本之御方を敵之  
ことく仕候事、主君之御意と乍申、  
兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、  
彼七太夫・清蔵・新十郎・又五郎・又七・清八、  
是等不存者、朝鮮國中ニ一人も無之  
由御座候、  
一、下野被申候ハ、「朝鮮之事、日本方男之  
有國とハ不申候間、何とそ御分別被成、  
朝鮮之續申様ニ被成候得」と、てんそう江  
被仰入候へハ、兩てんそ方「何とそ對馬守様  
攝津守様御分別を以、朝鮮國之續  
(第七紙)

一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候  
時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清蔵  
新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ  
家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、  
其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そ  
川・ういねき・これき、此七郡請取、七年  
間、田島を作せ、日本之御方を敵之  
ことく仕候事、主君之御意と乍申、  
兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、  
彼七太夫・清蔵・新十郎・又五郎・又七・清八、  
是等不存者、朝鮮國中ニ一人も無之  
由御座候、  
一、下野被申候ハ、「朝鮮之事、日本方男之  
有國とハ不申候間、何とそ御分別被成、  
朝鮮之續申様ニ被成候得」と、てんそう江  
被仰入候へハ、兩てんそ方「何とそ對馬守様  
攝津守様御分別を以、朝鮮國之續  
(第七紙)

申様ニ被成可被下候」由、被仰候、其時、〔調信〕下野

被申候ハ、「先成程番船を作り、船數過分ニ〔二〕

御出し被成、日本之大名衆城々ニ掛、其後

釜山浦御本陣ニ而御座候間、五日も十日も

鉄炮軍仕候ハ、其由定而日本江聞、

太閤様も朝鮮江武士も有之候と思召

候ハ、〔宗義智〕對馬守様・〔小西行長〕攝津守様和談之御

扱被成候事、忠節ニも罷成可申間、先

過分ニ船を作り候ハ、其上乗ニ我等か者を〔内左〕

乗せ可申」と、〔調信〕下野被申候得ハ、〔太唐〕朝鮮・太唐……………〔第七紙〕

能合点被致候、夫方〔巨濟島〕から嶋とくしゆそつニ〔未詳〕ニ〔第八紙〕

被仰付、番船四拾八艘作り出し、其上乗リニ〔ナシニ〕

武田又五郎・薩〔歴〕廣清八兩人、先船之〔先船の〕

上乘仕、さすとうひきれ〔砂道〕ノ前、薩〔歴〕廣〔サストウバル〕 \*さすとう||沙道原

守殿御陣之前を通候時、〔薩摩清八〕清八〔唐うち〕

ハを持、大音ニ而申様、「夫ニ御座被成候ハ、薩〔歴〕廣

守殿と見及申候、加様ニ申ハ、御内ノ清八ニ而〔にて〕

御座候、〔巨濟島〕から嶋方作り出ス番船七百七拾八艘ニ而〔にて〕

御座候、古主床敷奉存候間、申聞せ、唯々〔ナシ〕

早々御帰陣可被成」由申候、其時、薩〔歴〕廣守殿

御陣方、「扱ハ御内之清八か、なんちさへ四拾八〔八〕

艘之番船大将仕候や、夫程之船、薩〔歴〕廣□……………〔第八紙〕

一手ニ而手之内ニ入、もみつふす共やす〔第九紙〕

き事ニ而候、なんち異國之手ニ入、武具

不足ニ可有、是をとれ」とて、鎧三兩・太刀・

長刀、海中ニわきたちつかり、「是をとれ」

とて被仰候へ共、「此方も不足ニ無御座候」

由申、請取不申候、其時、船方矢之一筋も

射掛不申、陸方鉄炮之一放も打かけ不

被成候、

一、夫方〔釜山鎮倭城〕丸山本城江寄せ掛、鉄炮軍被成

候得共、本方あいつ之軍ニ候へハ、鉄炮ハ玉〔砲は〕

不入、矢ハ根無之矢ニ而御座候へハ、人之老人も〔ナシ〕

損し不申、夜明ケ番船ハ黒崎之内江〔江〕

陣を取、其引相を以、日本之御勢、皆々

御帰陣被成候、

一、〔宗義智〕對馬守様・〔小西行長〕攝津守様・〔景敏玄蘇〕蘇長老・〔調信〕下野

皆以御帰陣被成候、弥以和談之人質ニ〔には〕

〔第九紙〕

梯七太夫・岡村清藏・保家新十郎・武田  
(第十紙)

又五郎・清八〔又七・薩摩清八〕・又七、此者共主君〔別〕ニわかれ、

敵之手〔ナシ〕ニ渡り、和談之相談仕事、御

國中ニ其隠〔れ〕レ無御座候、

一、太唐人、朝鮮都〔にて〕ニ而色々力〔業〕わさの慰

仕候時、「日本・朝鮮〔に〕ニ武士たる者〔もの〕ハ無之」

由申候時、〔未詳〕くわがいそノ被申〔は〕ニハ、「兩國和談

之用〔に〕二人質〔在〕ニ有之候日本人〔の〕之仕〔業〕わさ

を可見」由被申候間、白〔き〕キ笠百枚左右〔に〕ニくい

を打〔うち〕きせ置、〔保家新十郎〕新十郎〔に〕鐘〔もと〕を持、早馬〔に〕ニ

乗り、百枚共〔とも〕ニ一馬場〔に〕ニ乗り、其上〔下〕さけ針

を突〔き〕うけ、〔ひやうたん〕へうたん〔を〕を突、橋〔の〕のきぼ

うしの上〔に〕ニへうたん〔を〕をすへ、七鐘宛突〔き〕

見〔為見〕せ申候得〔は〕ハ、太明人〔太〕・朝鮮人〔小〕目を驚〔か〕し、

「加様成武士、日本〔ナシ〕ニハいくらも可有御座候間、

太明〔太〕を打〔破〕やふられ可申間、何〔卒〕とそ才覚

を以、〔ナシ〕太閣様〔秀吉〕を失〔失〕ひ可申」由申候て、

ゆふけき朝鮮〔え〕へのこり居、日本〔え〕へ渡申候事、

(第十一紙)

(右は対馬歴史研究センター所蔵、小野家文書64号)

書中に遊撃と有るは、大明の遊撃將軍沈惟敬と云もの也、

同砂道干切薩摩守御陣の前と有るは、則于今砂道原の海辺に、薩

摩堀と云ふ有り、はその古跡也、

(右三行は武田本のみ。中村栄孝『日鮮関係史の研究』上巻601頁)

《現代語訳》『(高麗陣) 覚』

一、(日明) 両国が講和の相談をするようになったのは、明人八〇万

騎余が義州から(朝鮮へ) 渡江し、平安道の(平壤) 城を制圧し、

日本人を追撃しようとした時、〔島津義弘〕薩摩守殿〔加藤清正〕と加藤虎助殿の両軍勢が三

度(攻撃して) 奪還して(追撃を) 防いだので、その隙間に(乗じ

て)、日本の軍勢が(朝鮮) 沿岸に撤収した(からである)。その時、

対馬守様と〔小西行長〕摂津守殿と〔柳川調信〕下野〔釜山鎮倭城〕は、釜山浦の丸山城を御本陣と定

められた。

一、〔宗義智〕対馬守様は〔小西行長〕摂津守殿に対し、「明の軍勢は(あと) 数十万人やつ

て来るでしょう。〔豊臣秀吉〕太閣様も明まで攻め取ることは難しいとお考え



になっているでしょう。ことに我々がこの体たらくで（釜山まで）

帰陣したのであるから、（豊臣秀吉）太閤様御自身もいかに（思し召しなのか

と）案じております。どうか知略を用いて（明と）講和することに

なれば、むしろ日本の大名・小名のためにもなるのでは、と存じて

おります」と仰せられたところ、（小西行長）摂津守殿は聞き入れられて、「そ

れがしもそのように考えていたのだ」と仰られた。そして（柳川調信）下野

を召し出して、「この件をしかるべく（進める）よう（冊封使）天使と（沈惟敬）遊撃

に相談せよ」と命じられた。その時、（冊封使）梯七太夫と（沈惟敬）保家新十郎の兩名

を講和使節にして、（冊封使）天使と（沈惟敬）遊撃のもとへ参らせ、講和の合意が

成立すると、（冊封使）天使と（沈惟敬）遊撃は（釜山鎮倭城）釜山浦の城へ下向した。その時に、

（沈惟敬）遊撃は（柳川調信）下野にこう言った。「（宗義智）対馬守様が講和のことを仰られ、

明と朝鮮がともども合意したので、まずは（冊封使）両伝奏が（釜山浦）釜山浦まで下向

された」

一、「明・朝鮮ともども彼の（清正）加藤虎之助殿を大悪敵とみなしているの

で、（宗義智）対馬守様と（小西行長）摂津守様が相談されて（豊臣秀吉）太閤様の御前で、（清正）殿の

評判が）悪くなるよう工作して頂きたく存じます。その上で、（清正）虎之助

殿の御陣所を、明・朝鮮と相談して焼き払い、本願成就いたしたい

のですが、（清正）朝鮮主導で（清正）虎之助殿の御陣所に火を掛けることは困難で

あります。なにとぞ（調信）下野殿の御判断をもって（宗義智）対馬守様へ上申されて、

（清正）虎之助殿の御陣所を焼き払って頂きたい」と、（沈惟敬）遊撃は申された。

その時、（調信）下野は「彼の（清正）虎之助殿の御陣所を是非とも焼き払いたいで

す。明・朝鮮ともどもそうお考えならば、それがしの身内の者に命

じて、陣所に放火して（冊封使）天使と（沈惟敬）遊撃の本望をかなえましょう」と

申された。そして（武田又五郎）武田又五郎と（又七）又七の兩人に命じたところ、（兩名

は）（清正）虎之助殿の御陣所がある（西生浦）西生浦に赴き、日数で十日ほど探索し

たが、警備が厳しくて、放火できるような状況ではなかった。よう

やく十一日（目）にあたる夜に、火を付けたが、その夜は風がベタ

風だったので、御陣所の兵卒がやって来て火を消してしまった。（そ

の結果）ようやく五〇軒ばかり焼失する（に留まった）。今（この

証言を）お疑いならば、そのころ（清正）虎之助殿のもとに朝鮮人が五百人

ほど居住していたので、その者たちにお尋ねなされて欲しい。（さ

て）その時、（武田又五郎）武田又五郎と（又七）又七は、昼は山中に隠れ、夜は道を進み、

人目を避けて、往来（して）十六日（目）に（釜山浦）釜山浦に帰還した。こ

のことを（調信）下野に知らせ、（沈惟敬）遊撃に通知されたので、（沈惟敬）遊撃は、「さて

もさても（西生浦）西生浦を焼き打ちしたとの事、朝鮮人からの知らせで承知

いたしました。よもや（貴殿）貴殿の身内の者が、焼き払ったのであるか。その

者に対しては、朝鮮と日本の講和が成就した時に、それなりの官職

を授けるべきだろう」と（沈惟敬）遊撃は申された。そして（沈惟敬）遊撃が（冊封使）天使

に（この事を）伝えたところ、<sup>（冊封使）</sup>天使は、「いつそのこと（<sup>（清正）</sup>陣所の）本丸を焼いてもらいたい」と、<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃に申し渡したので、（<sup>（沈惟敬）</sup>惟敬は）<sup>（調信）</sup>下野殿に（その旨を）申し入れた。（そこで）<sup>（調信）</sup>下野殿は通事を介してこう述べた。「彼の<sup>（清正）</sup>虎之助殿（の陣所の）本丸は、瓦葺きで石垣も高く、そのうえ警備も厳重であるため、放火するすべがございませぬ。さりながら<sup>（冊封使）</sup>伝奏がさように思し召しとあらば、<sup>（冊封使）</sup>二ノ丸は板葺き（の建物）もあるのです、<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎と<sup>（冊封使）</sup>又七に、<sup>（冊封使）</sup>伝奏の御判物〔署名文書〕を授与されて、朝鮮人に補給をさせて、道中を無事に通過させ、りやくさん〔梁山または糧散〕のように御遣わし下されたい」と、<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃に申し渡された。よって<sup>（冊封使）</sup>伝奏の御判物〔署名文書〕を<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃が受け取って、<sup>（調信）</sup>下野殿に渡し、ついで<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎と<sup>（冊封使）</sup>又七が受け取って、りやくさん〔梁山または糧散〕のように参ろうとした。その時、りやくさん〔梁山または糧散〕の奉行である<sup>（全判事？）</sup>てん判事という人が、大事をとって（<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎と<sup>（冊封使）</sup>又七を）通さなかつた。七日（目）、（朝鮮側から）補給を受けて往来し、九日（目）にて釜山浦に帰着した。このことを（<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎らが）詳しく<sup>（調信）</sup>下野へ伝えたので、（<sup>（調信）</sup>調信は）<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃へこれを申し渡し、（さらに）<sup>（冊封使）</sup>天使がこれを聞いたところ、「朝鮮人が日本人を疑って通行させなかつたのは当然である。さてさて<sup>（調信）</sup>武田又五郎と<sup>（調信）</sup>又七は、<sup>（冊封使）</sup>下野殿の命令と

は申しながら、朝鮮に対して並み優れた忠義を果たしたのだから、朝鮮国王に伝えて（彼らに）官職を授けさせるべきである」と（<sup>（冊封使）</sup>冊封使は）仰せられた。すなわち「国王へ仰せ上げられよ」と<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃は言った。彼の<sup>（清正）</sup>虎之助殿の御陣所を焼き払った事は、朝鮮においても明においても知らない者はいない。

一、<sup>（冊封使）</sup>宣寧にて、くわがいそ「不明」との講和交渉をされた時、彼の<sup>（冊封使）</sup>梯七太夫が使者となり、<sup>（冊封使）</sup>岡村清藏・<sup>（冊封使）</sup>保家新十郎・<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎は、<sup>（冊封使）</sup>宣寧の古城〔<sup>（冊封使）</sup>宣寧邑城〕に家屋を作り、くわがいそ「不明」の（人質として）預けられて滞在した。そのうえ<sup>（冊封使）</sup>鎮海・<sup>（冊封使）</sup>咸安・<sup>（冊封使）</sup>晋州・<sup>（冊封使）</sup>固城・<sup>（冊封使）</sup>泗川・<sup>（冊封使）</sup>宣寧・<sup>（冊封使）</sup>高靈の七郡を請け取り、七年間（朝鮮の百姓に）耕作をさせ、日本の味方を敵方のように（工作を）働いたことは、主君の命とは言え、（<sup>（冊封使）</sup>日朝）両国の講和のため、一命を惜しまず苦勞した（ためのことである）。<sup>（冊封使）</sup>梯七太夫・<sup>（冊封使）</sup>岡村清藏・<sup>（冊封使）</sup>保家新十郎・<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎・<sup>（冊封使）</sup>武田又七・<sup>（冊封使）</sup>薩摩清人が、（そうした功勞者であることを）知らない者は、朝鮮国内に一人もないとのことである。

一、<sup>（調信）</sup>下野が言うには、「朝鮮は日本と比べ男子たる者がいない（文弱の国である）ので、なにとぞ御配慮を施され、朝鮮が存続できるようにしてください」と、<sup>（冊封使）</sup>伝奏に仰せ入れられたところ、<sup>（冊封使）</sup>両天使は、「なにとぞ<sup>（宗義智）</sup>対馬守様と<sup>（小西行長）</sup>摂津守様の御配慮をもって、朝鮮が存続しま

すようにして下さい」と返答された。その時、(調信)下野が言うには、「ま  
ずはできる限り番船を造作し、船数を過剰に動員させ、日本の大名  
衆の城（の前に）押しかけ、そのうち(釜山鎮倭城)釜山浦の御本陣に（迫って）  
五日も十日も鉄砲戦を仕掛ければ、その噂が必ずや日本に伝わり、  
(豊臣秀吉)太閤様も「朝鮮にもものものがあるのだな」と、思し召しになる  
でしょう。そうすれば、(宗義智)対馬守様と(小西行長)摂津守様による講和交渉も（成  
就して）忠節を果たすこととなるでしょう。まずは過分に船を作り、  
その上乗りには我が方の（対馬の）者を同乗させよ」と、調信が申  
した（ところ）、朝鮮と明が全面同意した。以後、(巨濟島)唐島のとくし  
ゆそう「不明」に命じて、番船四八艘を造作し、その上乗りとして  
武田又五郎と薩摩清人の両人が搭乗した。(沙道原)サストウバルの干切の前  
にある(島津義弘)薩摩守殿の御陣所の前を通過した時、薩摩清人は唐団扇を手  
にして、大声でこう言った。「そこにいらっしやるのは(島津義弘)薩摩守殿と  
お見受けする。かように申すは身内の清人でござる。(巨濟島)唐島で造作  
した番船は七七八艘でござるぞ。元の主をお慕わしく存じますゆえ、  
忠告いたしますが、ただただ早々に御帰陣めされよ」と申した。  
その時、(島津義弘)薩摩守殿は、「さては身内の清人であるか。お前の様な者  
でさえ四八艘の船大将となったのか。その程度の（数の）船ならば、  
一撃で手の内に誘い込んで揉み潰すことなど、手易いことだ。お前

は異国の手先となったのか。武器が不足しておろう。これを取れ」  
と言って、鎧三領と太刀と長刀を海中に投じて、「これを取れ」と  
（義弘殿が）仰せられたが、「この方に不足はござらぬ」と（清人）  
は申して、受け取らなかつた。この時、（島津方の）船からは一筋  
の矢も放たれず、陸から鉄砲は一発も打たれることはなかつた。  
一、それ以降、（明と朝鮮の軍勢は）(釜山鎮倭城)丸山本城に押し寄せ鉄砲戦を仕  
掛けたが、もともと申し合わせた上での戦いだったので、鉄砲は空  
砲で、矢には鏃がはめられていなかったため、一人の死傷者もでな  
かつた。夜明けに番船は黒崎の内に陣を構え、様子を見計らつて、  
日本の軍勢はみなみな（本国へ）撤退した。  
一、(宗義智)対馬守様・(小西行長)摂津守様・(景輒玄蘇)蘇長老・(調信)下野が（本国へ）帰陣され、い  
よいよ講和（となった時）、人質として梯七太夫・岡村清蔵・保家  
新十郎・武田又五郎・武田又七・薩摩清人らが、主君と別れて敵陣  
の手に渡り、講和交渉を行った。この事を対馬島内にて知らない者  
はいない。  
一、明人が、漢城にて、様々な力比べの慰み事をした時、「日本や朝  
鮮には武士たる者がいない」と言ったので、くわがいそ「不明」が  
こう述べた。「両国講和のため人質となっている日本人の所作を見  
てみよう」と言ったので、一〇〇枚の白い笠を（道の）左右に立て

た杭の上に置き、保家新十郎に鎧を持たせ、早馬に乗せたところ、一〇〇枚ともども一走りですべて突き抜けた。そのうえ下げ針を突き、瓢箪を突き、橋の擬宝珠に乗せた瓢箪を七鎧つづ突いて見せたところ、明人も朝鮮人も目を驚かし、「かかる武士が日本にいくらでもいるのであれば、明をも敗走させることであろう。なにとぞその才覚を用いて太閤様を亡き者にて欲しいものだ」と申して、遊撃は朝鮮に残留し、日本へ渡ったとの事である。

文中に遊撃とあるのは、明の遊撃將軍である沈惟敬という者である。

同じく砂道の干切の薩摩守御陣の前というのは、今の砂道原の海辺に薩摩堀という(地名)があり、その古跡である。

【後記】本稿は、令和五年(二〇二三)九月二十四日に対馬市交流センターにて開催された日本古文書学会研究発表会で発表した「対馬小野家文書『高麗陣』覚』について」の内容を成稿したものである。

(よねたに・ひとし 早稲田大学商学部兼任講師)

【朝鮮南部地図】蔚山の下の●が加藤清正の陣所がある西生浦。



北島万次『豊臣秀吉の朝鮮侵略』(吉川弘文館、一九九五年)三八頁掲載の地図を加工した。

図版 小野家文書「(高麗陣)覚」

高麗 和談 之 由 相談 成 成  
 大明 八 拾 萬 兩 之 金 之 由 相  
 相談 成 成 之 由 相談 成 成  
 返討 仕 公 時 薩 摩 守 殿 之 由 相  
 与 公 之 友 友 友 友 友 友 友 友  
 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成  
 下 野 堂 山 浦 九 山 城 守 守 守  
 一 對 馬 堂 樞 樞 樞 守 殿 之 由 相  
 一 人 較 拾 五 萬 兩 之 金 之 由 相  
 大 唐 納 縣 之 由 相談 成 成  
 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成  
 大 唐 納 縣 之 由 相談 成 成  
 小 倉 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成

第一紙

大 唐 納 縣 之 由 相談 成 成  
 小 倉 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成  
 相談 守 殿 守 殿 守 殿 守 殿 守 殿  
 再 中 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成  
 相談 守 殿 守 殿 守 殿 守 殿 守 殿  
 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成  
 与 公 之 友 友 友 友 友 友 友 友  
 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成  
 下 野 堂 山 浦 九 山 城 守 守 守  
 一 對 馬 堂 樞 樞 樞 守 殿 之 由 相  
 一 人 較 拾 五 萬 兩 之 金 之 由 相  
 大 唐 納 縣 之 由 相談 成 成  
 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成  
 大 唐 納 縣 之 由 相談 成 成  
 小 倉 之 由 相談 成 成 之 由 相談 成 成

第二紙









